

## 平成29年度第1回広島県障害者施策推進協議会議事録

- 1 日 時 平成29年6月7日(水) 14:00~15:30
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号  
県庁北館2階 第1会議室
- 3 出席委員 井上委員, 井本委員, 岡本委員, 小田委員, 金子委員, 上川委員, 衣笠委員,  
草道委員, 國生委員, 後藤委員, 皐月委員, 関川委員, 寺尾委員, 西村委員,  
平石委員, 山崎委員, 渡邊委員, 菊間委員
- 4 議 題 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の作成について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ  
TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)
- 6 会議の内容

- (1) 議題の「第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の作成について」, 資料番号1  
により事務局から説明。

### 【主な意見】

委 員: 広島県障害者施策推進協議会と広島県障害者自立支援協議会の両方の委員となっているが、両者の関係が分かりにくい。

事務局: 広島県障害者施策推進協議会においては、進捗状況等を毎年度報告して点検・評価をいただくとともに、必要に応じて計画の内容を見直すこととしている。広島県障害者自立支援協議会においては、幅広い関係者に参加いただき、意見を求めることとしている。

委 員: 前回も、計画案を作る時に現場の声や実態把握をしっかりとっていくべきという意見もあったと思うが、具体的にどのように当事者の声や現場の困り事などを吸い上げていくのか。また、数値目標についても、達していない理由や原因を整理して提起していただかないと検討がしにくい。

事務局: 当事者の声の把握の仕方については、何等かの形で御意見をいただくことを考えていきたい。障害者施策推進協議会や障害者自立支援協議会での意見も当然反映していくこととなる。また、市町と圏域連絡会議を開催し、課題の把握、評価等をしながらか、次期計画に反映していく。

会 長: 事務局の事前の説明では、障害者自立支援協議会の中に各団体の代表が入っているので、現場の声は、ある程度こちらから入ってくるという認識を持っているようだった。新たにアンケートを取るとするのは、今年度は難しいと思われる。

委 員: 資料1の「3基本理念」に「県内どこでも必要なサービスの提供」とあり、「4県の作成方針」に「市町と連携して、格差のないサービスの提供に向け、広域的に調整する。」と記載されている。

例えば訪問系サービスの進捗状況は83.9%とあるが、どの事業所も慢性的なヘルパー不足で、十分なサービスを受けることができず、日々安心して暮らすことすら危ぶまれている。

ヘルパー不足が深刻という現実に対し、どうすれば抜本的な改革ができるかを県としても真剣に問題解決に向けた取組がないと解決しないのではないのか。

相談支援においても、毎年養成研修修了者を輩出しても従事する者がいないので、県内に相談支援難民と言われる障害者が多く存在しており、これについても抜本的な解決への取組をお願いしたい。

この計画の理念や方針に基づいて、県が何か具体的に考えていることがあればお聞きしたい。

事務局: 人材確保については、介護と障害の人材が一緒になっているところもあり、今年度、県で高齢者プランと介護保険事業支援計画の策定も予定しており、担当部署と一緒に検討したい。

理念や方針に基づく取組としては、例えば、前回の自立支援協議会でお話があった難病の方の障害福祉サービス利用に係る周知については、ウェブ上でパンフレットのようなものを提供し、難病の方へ届けるようなことを考えている。できることから取り組んでいきたい。

会長： 障害福祉サービスの進捗状況について、これまで進捗率が低いので何とか上げていこうというところで止まっていて、理由や分析結果、今後の対策等がいつも計画に盛り込まれない。これは市町で取り組む事業で、県は総論として提案するというのであれば、そう言っていただいた方が皆さんの理解がしやすい。県がどこまでできるかを示して説明していただきたい。

委員： 障害福祉サービスの提供体制は、市町によって違いがある。福祉型の短期入所や共同生活援助、計画相談などは、全県的にみると進捗率は高いが、市町によってはサービスが一つも無いところもある。もう少し各市町の細かいデータを見せていただき、現状やニーズを把握して、県には各市町をしっかりと後押ししていただきたい。

事務局： 障害福祉サービスについては、平成30年度から「自立生活援助」というサービスができる。これは、施設から在宅に移行するために、施設で受けられるサービスと同じようなものを在宅で支援が受けられるようになり、普及すれば施設から在宅への移行はかなり進むと考えている。

精神障害者の地域移行については、事業者の方で服薬管理をきっちりされていれば地域移行が進むだろうということがあり、精神障害者の方にも大きな期待が寄せられている状況となっており、介護保険の定期巡回随時対応型の事業所等に対してサービス導入をお願いしている。

委員： もう1点、地域生活支援拠点等の整備が進んでいない。今年度中に何等かの形ができると思っているが、協議会を作って各地域のニーズを把握することが一番大切だと思う。各市町において協議会ができているのか、ちゃんと関係者の調整ができるものになっているのか、その辺りを県が把握して、必要な条件整備を県が主導で進めていただきたい。

事務局： 地域生活拠点については、全国的に取組が進んでいないため期間が3年間延びたが、一部市町においては、整備に向けて既に予算措置をしていることから、今年度中に整備されるだろうと考えている。それ以外の市町については、先ほどお話のあった自立支援協議会または部会を通じて、地域資源やニーズを把握し、地域課題を含めどのような機能を整備するのか、方法論等について、市町で年次計画、ロードマップを作ることを依頼している。県の方はしっかりと進捗管理をするとともに、先行事例を紹介しながら整備を進めていきたい。

会長： 包括ケアシステムは介護の方で整備されているが、まだ十分に動いていないところに今回障害者と児童福祉が入ってきている。人材が重なって対応できるのか、専門性が高いので非常にハードルが高いのではといった危惧を持っているので、ぜひ県の方でうまく調整していただきたい。

事務局： 介護保険の地域包括ケアの地域の拠点である地域包括支援センターに対応するものが地域生活支援拠点になる。広島県は、地域包括ケアのシステム整備が他県と比べて進んでおり、それを援用する形で、障害者についても住み慣れた地域で生活できるようなシステムの構築に向け、市町単位で取り組んでいくように考えている。

委員： 国の施策として地域共生型サービス事業があり、障害も介護も児童も全部一緒にできるようにしようとなっているが、地域共生社会の実現ということで、それらを計画に含めていくのか。

事務局： 障害の有無に関わらず、お互いの個性の尊重がされる社会ということで、「共生社会」という言葉使いをしている。「地域共生型サービス」については、障害と高齢介護のところで、65歳以上の障害者について同じ事業所で障害福祉サービスと介護サービスとが提供できるというシステムがあるので、相互乗り入れができる。

さらに、厚生労働省は「わが事・丸ごと共生社会」というのを打ち出しており、県としても課題意識はあるが、横串を刺して、子育てとか高齢者、障害者、生活困窮者といったもの全てを含めて、地域でワンストップで相談等ができる体制を整えていかないといけないため、次の計画においては、そこまではいかないのではないかと考えている。

委員： 地域生活支援拠点について、当初、拠点型か面的整備のどちらかでやりなさいということだったが、「面的整備も可」と書いてあるのはどういう意味なのか。

事務局： 地域生活拠点の整備について、面的整備というのは、国のモデルでいう5つの機能を1つの施設が施設整備をして取り組むのではなく、複数の事業所がネットワークを結んで地域全体で包括ケア的なサービスを提供していくもので、県内市町においては拠点整備よりもネットワークで取り組んだ方が今の地域資源を有効に活用できるということで、面的整備の方が広島県では主流になっている。

(2) 報告事項の「障害者差別解消法施行後の対応状況について」、資料番号2により事務局から説明。

委員： 広島県にあった昨年度の相談件数は88件で、そのうち、知的障害者の人からは13件と少ない。全ての市町に相談窓口ができたこともあまり知られていない。どのように我々に知らせてくれるのか。

相談内容について対応が書いてあるが、解決したかどうか分からないので教えて欲しい。

事務局： 障害者差別解消法については、法律が施行される前の平成26年頃から、こういった法律ができると説明してきたが、障害者団体とその役員等に説明が偏っていたため、いわゆる障害当事者の方まで行き届くような説明ができていなかったという反省点である。昨年は、広島県精神保健福祉家族会連合会で当事者の方に集まってもらい説明したり、手をつなぐ育成会では、外部講師を招いて当事者向けの学習会を開いたりしている。県だけで障害当事者への説明は難しいため、ここはお願いだが、関係団体と連携して、障害当事者、保護者、支援者が一緒になって普及啓発に取り組まないといけないと考えている。

また、相談内容が解決したかどうかについては、個人情報等もあり簡略化した状態で資料にまとめている。相談のあった内容で更に相談があった事例はないため、一応、相談者、事業者も納得され、その後こうしたことが無いような取扱いがなされているのではないかと考えている。

委員： 広島県では、「あいサポート運動」に取り組んでいるが、平成27年12月から、山口県が作ったサポートマークを「援助を必要としていることを示すマーク」として、中国5県で使用することを決めたと聞いている。資料2の11ページの「差別的取扱いの事例」の事例の中で、バス降車時に障害者用のカードで精算しようとしたところ、本当に障害者なのかと疑われたと書いてある。その対応内容として、山口県と共にサポートマークの普及を図っているとあるが、現実では私たち障害者にはほとんど普及していないのが現実だ。

そこで、本日私が持参した東京都のヘルプマークだが、今全国的に普及してきており、6月1日から大阪府もこのマークを導入した。7月には経済産業省のJIS規格として認定される予定だ。東京オリンピックが開催されることもあり、全国的にこのマークで統一されることが予測されるが、今後広島県では、サポートマークとヘルプマークのどちらを進めていくのか教えていただきたい。

事務局： サポートマークについては、平成27年12月の山口県知事との会議において山口県から提案があり、身体、知的、精神の障害者団体に事前に御了解をいただき、知事間で合意し、その後、個々の障害者団体にマークの御案内をしたが、単価が1,000円ということもあり、県内の団体からの購入申し込みは無かった。一方、ヘルプマークについては、7月20日にJIS規格が通ることとなっている。

進展していないサポートマークでは、障害のある方を助ける運動と障害のある方の意思表示のマッチングができないということで、広島県としては東京都が作成したヘルプマークの方を推進するというので、改めて知事に政策判断をしていただいた。

現在、ヘルプマークと共に広島県独自にヘルプカードというものを作成しており、7月の県議会（生活福祉保健委員会）に説明した上で、皆さまにも御案内したいと考えている。

委員： 費用はどのくらいになるのか。

事務局： 140円になる見込。大変恐縮だが、障害者団体の方でまとめて購入いただき、会員に御案内いただきたいと考えている。

委員： 広島県で作っているサポートファイルはとても素晴らしいが、分厚いので持ち歩くことができない。緊急時に今のヘルプカードのようなカードがあるといいなと話をしてきた。中身について

お話したいが、既に発注されているのか。

事務局： 記載内容については、個々の障害者団体に事前に照会して調整した。既に発注をしており、今やりかえるのは難しい。ホームページに公開するので、東京都の表面のところを変えない限りは、自由に記載内容を付加していただいて構わない。

会長： 事例を見ていて感じたことだが、一つに啓発の在り方が課題となるのではないか。先ほどのヘルプカードも提示された時に分からないと意味が無い。3ページの啓発活動の取組としては、団体、事業者、県庁、企業向け。県民には、あいサポート研修などが少しある程度。広く周知するために、教育委員会等を通じて、子ども向けに説明するのは難しいのか。

事務局： あいサポート研修として小中学校で子ども用の出前講座を行っている。その中で先ほどのマークについても説明しているが、量が絶対的に足りていない。学校現場でどうするかが課題。

会長： 一般県民という視点がないと広まらない。医療苦情相談と似ていて、本当に医療者側が悪い場合と患者が権利を主張している場合があり、そうした事情をきちんと分けて、対応できるものとできないものを整理していくことで、再発防止策を練る等、素晴らしい対応も見られる。もう少し具体的に広く啓発するなど活用できるのではないか。これだけの情報があるのもったいない。事例を広く共有できるように配慮いただきたい。

委員： 事例の中にはきちんと対応したものもあるが、関係の機関に情報提供しました、相談しましたといった対応内容のものもあり、本当にそれで解決したと考えていいのかと思う。

また、就労促進の視点で、10ページに障害者という理由で有休がもらえないという事例があるが、こうした事業者の無理解といったことが、障害者の就労が進んでいない理由の一つにもなっていると思う。こうしたこともきちっと取り上げて対応していくことが大切だと思う。

事務局： 相談業務なので一定の限界がある。法律上、義務に違反していても罰則規定が無い。差別が反復継続等されて重大な事案については、それぞれの事業を所管する主務大臣が勧告等行うが、一般的には相談で強制力を伴わないので対応が難しい。御理解賜りたい。

委員： 相談の中には、双方が理解し合えた事例や利用者の方が差別だと思っていたが客観的に見るとそうではなかった事例、前向きに合理的配慮をしている取組などもあり、分かったことを皆さんに知らせていく手立てを考えてほしい。

事務局： 優良事例については、約550のあいサポート企業・団体に、合理的配慮をしている優良事例について調査を行い、40件程度回答いただいている。皆様に情報共有させていただくとともに、一般の企業・団体にもホームページ等で周知を図っていききたい。

#### 【配布資料】

資料1 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の作成について

資料2 障害者差別解消法施行後の対応状況について

参考資料1-1 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針

参考資料1-2 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針 新旧対照表

参考資料1-3 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

参考資料1-4 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

別添資料 第4期広島県障害福祉計画（冊子）

知っとる？障害者差別解消法（パンフレット）